

駐車許可の申請について

駐車許可とは

駐車許可は、駐車せざるを得ない特別な事情（訪問介護等）がある場合、申請に係る駐車の日時、場所、用務及び駐車可能な場所の有無等について、審査基準に基づいて審査を行ったうえで、駐車場所を管轄する警察署長が許可するものです。

次の審査基準に基づいて許可の判断を行います。

審査基準

（①から④までの項目について、いずれにも該当する必要があります。）

- ① 駐車の日時が、次のいずれにも該当すること。
 - ・ 駐車により交通に支障を及ぼす時間帯でないこと。
 - ・ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものでないこと。
- ② 駐車場所が、次のいずれにも該当すること。
 - ・ 駐車により交通に支障を及ぼす時間帯でないこと。
 - ・ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものでないこと。
 - ・ 駐車により交通に危険が生じ、又は交通を著しく阻害する場所ではないこと
- ③ 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当すること。
 - ・ 公共交通機関の利用等当該車両以外の交通手段によっては、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。
 - ・ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが著しく困難であると認められる用務であること。
 - ・ 道路使用許可申請の対象となる行為を伴う用務でないこと。
- ④ 次に掲げる範囲内に路上駐車場、路外駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が著しく困難と認められること。
 - ・ 重量又は長大な貨物の積卸しを行うため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近。
 - ・ 上記以外の車両にあつては、用務先からおおむね100メートル以内

申請書類・申請受付時間

(申請書類)

下記の書類を2部準備してください

- ① 駐車許可申請書
- ② 駐車場所周辺の見取図
 - ※ 申請箇所に印を付けてください。
複数箇所に駐車する場合は、1枚の図面に複数箇所を記載することが可能です。
- ③ 運転免許証の写し
 - ※ 申請車両を運転する者が複数いる場合は、全員分の写しを添付してください。
- ④ 自動車検査証の写し
- ⑤ 駐車用の務を疎明する書類
 - ※ 訪問計画書、居宅サービス計画、利用者との契約を示す書類等となります。

(申請受付時間)

平日

午前9時00分から午後0時00分までの間

午後1時00分から午後4時までの間

※ 午後0時00分から午後1時00分までは除きます

駐車許可証の遵守事項・使用方法

- 駐車許可には、交通安全上必要な条件が付くことがあります。
駐車許可証に条件が付された場合は、必ず遵守してください。
- 駐車する際は、許可証の原本をフロントガラスの内側に記載事項が見やすいように掲示してください。

駐車許可証の返納

次の場合には、駐車許可証を返納してください。

- ① 許可の期間が満了したとき
- ② 許可証の交付を受けた理由がなくなったとき
- ③ 紛失して新たな許可証の交付を受けた後に、紛失した許可証を発見した時
- ④ 許可を取り消されたとき

緊急時の駐車許可申請

駐車許可申請については、平日の申請受付時間内としておりますが、緊急やむを得ないもので、通常の駐車許可申請の手続をとることができない場合は、夜間や休日でも申請を受付けております。

※ 緊急やむを得ない場合とは

- 人の生命、身体にかかわる程度の緊急性があるもの
- 社会通念に照らして緊急妥当性があるもの

(例)

- 緊急の訪問診療、訪問看護等
- 柔道整復師による緊急応療等
- 国又は地方公共団体がその業務に関し緊急に対応しなければならない場合等

申請方法・駐車方法

- 電話又はファクシミリにて、対象箇所を管轄する警察署に申請してください。
- 申請内容により、許可・不許可の判断を行います。
- 許可をする場合は、
 - ・ 許可警察署
 - ・ 許可番号を伝えます。
- 駐車許可を受けた場所に許可車両を駐車する際は、
 - ・ 許可警察署
 - ・ 許可番号
 - ・ 許可車両を使用する者の連絡先を自分で用意した紙等（紙等に指定はありません。）に記載し、車両内前面の見やすい場所に掲出してください。

許可期間

- 2日以内
 - ※ 長期間に及ぶものは、通常の駐車許可申請を行ってください。